

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

問 子育て支援課 給付係 ☎46-5533

ひとり親家庭等の親または父母に代わってお子さんを養育している方に支給されます(公的年金を受けられる場合は、手当の支給額が調整されます)。手当は原則として、対象となるお子さんが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されます。

支給には要件がありますので、手当の受給を希望する方は、子育て支援課窓口へお越しください。

ひとり親家庭医療費助成事業

問 子育て支援課 給付係 ☎46-5533

ひとり親家庭等の親と18歳に達する年度末までのお子さんを対象に、医療費(保険診療分のみ、食事療養費を除く)を助成します。

◆受給資格の登録・更新

事実関係を証明できる書類(児童扶養手当証書、遺族年金証書等)と健康保険証、通帳、印かんが必要になります。毎年8月に資格更新の手続きがあります。

◆助成の方法

償還払い方式:医療機関で医療費を支払い、その際の領収書と助成申請書を市にご提出ください。提出した翌月末日に指定口座に振り込みます。

※償還払い方式の注意点は、P20こども医療費助成をご覧ください。

ひとり親家庭等のための相談

問 子育て相談課 発達支援・ひとり親担当 ☎46-5538

◆母子・父子自立支援員による相談

★内容:生活や仕事、お子さんの進学(貸付制度)などについての相談全般

★日時:月～金
(祝日、年末年始除く)
8:30～17:15



ひとり親家庭等のためのサポートガイドブック

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

問 子育て相談課 発達支援・ひとり親担当 ☎46-5538

ひとり親家庭の父母の就業を促進するため、指定された講座を受講した場合、修了後に受講料の一部を支給する制度です。講座のお申込みをする前に、子育て相談課で事前相談および対象講座指定の申請手続きが必要です。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業

問 子育て相談課 発達支援・ひとり親担当 ☎46-5538

ひとり親家庭の父母が、就職することを目的に資格を取得するために6カ月以上養成機関で修業する場合、通学期間中の生活の負担軽減を図るため、一定期間において給付金を支給します。修業開始前に子育て相談課で事前相談が必要です。

◆対象となる資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、雇用保険制度の専門実践教育訓練給付等の指定講座で修業するもので就職に有利となる資格

遺児手当

問 子育て支援課 給付係 ☎46-5533

父母の一方または両親が死亡した家庭において、義務教育終了前のお子さんを養育している住民税(市民税・県民税)所得割が非課税の方に支給します。支給には要件がありますので、手当の受給を希望する方は、子育て支援課窓口へお越しください。